

令和6年度

監査報告書

【監査種別】

定期監査(財務監査及び行政監査)

財政援助団体等監査

うきは市監査委員

第1 定期監査結果報告の概要

(1) 本監査結果に関する報告は、うきは市監査基準に準拠し行うものである。

(2) 監査の種類

財務監査及び行政監査

(3) 監査の対象及び実施期日

対象課等	実施期日
吉井中学校、浮羽中学校(備品)、大石小学校	令和6年 6月26日
御幸小学校、福富小学校、山春小学校	令和6年 6月27日
江南小学校、吉井小学校、千年小学校	令和6年 6月28日
千年保育園、千草保育園、いずみ保育園	令和6年10月 9日
山春保育所、浮羽保育所	令和6年10月10日
福祉事務所	令和6年10月16日
税務課(徴収対策室)、都市計画準備課、自動車学校	令和6年10月21日
市民協働推進課、会計課、議会事務局	令和6年10月25日
うきはブランド推進課(山村振興推進室を含む)	令和6年10月29日
保健課	令和6年11月 1日
学校教育課、浮羽市民課・男女共同参画推進室	令和6年11月14日
水環境課(備品)	令和6年11月18日
生涯学習課、図書館	令和6年11月21日
市民生活課・人権同和对策室	令和7年 1月10日
建設課(備品)	令和7年 1月15日
総務課	令和7年 1月17日
農林振興課、農業委員会事務局	令和7年 1月24日
企画財政課(公共経営戦略室を含む)	令和7年 1月27日

(4) 監査の着眼点

監査は、令和5年度及び令和6年度定期監査時までにおける財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況等について、関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているかを主眼として、次の事項に重点を置いて実施した。

(重点項目)

- ① 収入事務(ア. 現金取扱事務、イ. 徴収事務及び滞納整理事務)
- ② 支出事務(ア. 委託料の支出、イ. 補助金・交付金の交付、ウ. 契約、エ. 財産管理)
- ③ 指摘事項の改善状況
- ④ 課や係内の情報共有について(業務の管理状況)

(5) 監査の主な実施内容

監査は、対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

(6) 監査の実施場所

庁舎内会議室及び各学校、施設等

(7) その他の事項

学校備品検査(備品台帳と現品の照合)は、浮羽中学校を実施した。また水環境課、建設課についても、備品検査を実施した。

第2 監査の結果

監査対象の市の財務事務及び行政事務事業の執行については、概ね適正に執行されていたが、以下のとおり改善または検討を要する事項が認められたので、適切な措置を講じて住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努められたい。

監査の結果は、次のとおりである。なお、担当職員に対して口頭により改善を求めた留意すべき軽微な事項についての記述は省略する。

【全庁的指摘事項】

1. 補助金交付事務において、申請等の記入誤りや確定通知等がなされていない案件が散見される。また、交付申請や実績報告が適切に行われていない事案が見られるため、うきは市補助金等交付規則及び補助金交付要綱の規定に基づいて適正な事務執行に努められたい。
2. 文書事務の取扱い（契約事務文書、出張命令簿等）で、決裁日、見積決定日など日付の記入もれ等が散見されるので、適正な処理に努めること。
3. 所管の備品について、特に多くの備品を所管とは異なる場所で管理している場合などは、定期的に点検を実施し、実態把握のうえ、備品台帳の整理を行うなど財務事務取扱要領でも示されているように、適正な備品の管理に努められたい。
4. 支出伝票の不備（支出科目の誤り、検収日の捉え方誤り、摘要の記入誤り等）が散見されるので、会計事務規則に基づき作成し、課内及び係内でのチェック体制の整備を講じること。
5. 公金（つり銭等）はもちろん準公金や切手等の取扱いについても、公金取扱事務の管理適正化方針及び公金取扱基本マニュアルに基づき、業務手順を整理し、定期的に複数人によるチェック機能体制の確立に努めること。
6. 公用車の運転については、酒気帯び確認の徹底を図り安全運転に努めること。

【全庁的意見事項】

1. 財務事務及び行政事務について、条例、要綱、規則等を十分熟知し理解したうえで業務を遂行することが重要であることはこれまでも述べてきたところではある。しかしながら、適切な業務処理がなされていないのではないかと思われる部署も一部散見された。

今後の適正かつ効率的な業務を行うためにも、OJT等の運用も強化し、指摘された課題の検討や見直しを組織内で十分図られたい。

【個別指摘事項等】

福祉事務所

◆福祉係

【指摘事項】

1. 事務書類関係

- ① 民生委員児童委員協議会補助金は予算の社会福祉一般管理費での計上ではないか
- ② 社協委託の実績報告書は支出のみの報告ではなく要綱どおり収支報告とすること
- ③ 地域活動支援センター事業委託について、事業の収支報告書が他の収入も含まれた補助金の実績報告書ようになっており、繰越金が生じている。委託料の収支報告書で確認すること

<対応説明>

- ① 民生委員・児童委員は厚生労働省の委嘱で、同時に市より福祉相談員の委嘱をしています。民生委員・児童委員に関する支出は「福祉相談員等関係費」として支出をしており、補助金についても同様であると考えます。
- ② 令和6年度の実績報告書より、収入を入れた収支報告書となるよう社会福祉協議会へ依頼しました。
- ③ 令和5年度については、委託料のみの収支を確認し繰越金はないことを確認しました。令和6年度の実績報告書より、委託料のみで収支報告書を作成するよう、業務委託先のNPO法人みつば会へ依頼しました。市は、その収支に基づき確認するように改めます。

◆こども支援係

【指摘事項】

1. 事務関係

- ① 山春保育所の今後の施設の活用を検討し、備品等の整理をすること

<対応説明>

- ① 今後の施設の活用については、R11年度までは児童福祉施設として使用制限があるため、R7年度にかけて各所管と協議のうえ活用方法について検討に努めます。
また、施設・備品については、R7年度までに各園への引き渡し等の整理に努めます。

税務課(徴収対策室)

◆住民税係・資産税係

【指摘事項】

1. 事務指摘事項

- ① 国のシステム標準化にあわせる様式は別として、市独自で規則に定める様式はないのか(継続)

<対応説明>

- ① 税務課で使用する様式には様々なものがありますが、基本的なものについては標準化に伴い法定されると考えています。その他の様式、例えば窓口に備え付けの申請書等に関しては、例規上規定するとかえって事務が煩雑になるため、所管の係毎に責任をもって課内の共通フォルダ内で管理する方向です。

市民協働推進課

◆コミュニティ支援係

【指摘事項】

1. 事務書類関係

- ① 自治協議会運営交付金の実績報告書等によれば600万~700万繰越している自治協議会や毎年基金積立をしている自治協議会もある。また指定管理についても、支出している以上に繰越金がある自治協議会があるが、このことについてどのように考えているか
- ② 上記の状況から運営交付金の算定根拠について検討されたい
- ③ 自治協議会で実績報告の決算書の作成の仕方が異なるため、作成等について指導されたい

<対応説明>

- ① 繰越金については、過去の繰越額や内容を精査したところ、自治協議会によっては、会費を徴収している地区もあり、一律に交付金のみを繰り越していることではないことや、コロナ禍で取組ができていなかった年度分が積みご指摘の額になり繰越となっている状況がありました。繰越金については、適切な運用をしていただくこと、基金積立や繰越金についての指摘事項については各地区自治協議会とも共有し、返還も視野に入れながら適切な運用に努めていきます。また、指定管理料については、電気代の高騰等により見積額の差が大きくなっている部分もありますが、運営努力により削減できている部分もあるため、内容を精査しながら検討してまいります。
- ② 運営交付金については、以前から協議しながら各地区の実状(世帯割や課題に応じた割合や額)となっています。人口変動や実状に応じ今後も精査してまいります。
- ③ ご指摘のとおりです。作成支援してまいります。

会計課

◆会計係

【意見】

- ① 財務システムが電子決裁となり、会計事務規則等の見直しがされた。事務取扱いの周知にあたり事務を担当する職員の研修の充実を図られたい
- ② 下水道事業の公営企業会計について、適切な会計事務に努められたい(継続)

<対応説明>

- ① 財務事務説明会での説明資料を充実させ、財務事務を担当する全職員への周知徹底を図ります。
- ② 公営企業事業担当者と連携を図り確認作業を密に行いながら、遺漏ない会計事務の執行に努めます。

学校教育課

◆教育総務係

【意見】

- ① 教育委員会で備品台帳マニュアルを作成し、各学校事務の共有化について検討されたい（継続）
- ② 現在備品台帳に記載されている物品があるかどうかの確認は必要であり、古い分についても指導されたい

<対応説明>

- ① 各学校の備品台帳を取り寄せて、市と同様の様式に統一できるか検討中。また、各学校の備品台帳作成において取扱いを統一するため備品台帳マニュアル作成の作成を検討中。
- ② 指導しています。

生涯学習課

◆社会教育係

1. 事務書類関係

- ① うきはアクティブラボ実行委員会補助金で参加者負担金は市の歳入としているとの説明だったが、実行委員会へ入れる必要があるのではないか（参加者負担金と市からの補助金で事業を実施しているため）

<対応説明>

- ① 令和7年度からは参加者負担金を実行委員会の収入に計上。同額分市からの補助金を減額します。

◆文化財保護係

【指摘事項】

1. 事務書類関係

- ① 市文化財、伝統的建造物関係の補助金要綱中に端数処理、支払い時期、確定処理等の規定が見当たらない。通常の補助金交付の流れに沿った要綱に整備しなすこと（継続）

<対応説明>

- ① うきは市文化財保護事業補助金交付要綱については、今後の改正に併せて要綱を見直す予定。うきは市伝統的建造物群保存地区補助金交付規程については、R7年度施行に向け、現在要交付規程を見直し中です。

総務課

◆総務法制係

【指摘事項】

1. 事務書類関係

- ① 公用車のリースと購入について財政課とも協議し方針を整理すること
② 旅費の直行直帰の場合の支給額の考え方の根拠を示されたい。

<対応説明>

- ① 前任者より購入における参加業者の減少、車両管理負担軽減等を目的とし、試験的に軽自動車のリースを行ってきております。その方向性を引き継ぎ、更新時期が来た車両については基本的にリースする方向で予算化しています。今後は普通車の軽自動車への切替等も行いながら、基本的にはリースが可能なものはリースという方向で進めていく方針ですが、補助金や起債との兼ね合いで購入が有利な場合は、財政課とも相談し、購入するという選択肢も当然あり得るものと認識しています。
- ② 直行直帰(私用登録車や公共交通機関を利用)する場合(やむを得ない事情がある場合に限る)上記ケースにおいて、通勤手当の支給を受ける職員が通勤手当上の交通手段と同一の交通手段により旅行する場合で、通勤手当により旅費の負担が軽減されると認められる場合には、旅費を減額調整します。(条例第21条)

根拠規定：国家公務員等の旅費支給規程(通勤手当との調整)

第二十七条 旅行者が一般職給与法第十二条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

【意見】

- ① ハ龍及び船越財産区の業務は、山林災害が増加している今日、うきは市全体の林務行政を統括している農林振興課林政係で担当した方が効率的であると思われるので、他市の状況を調査し、見直しを検討されたい。(継続)

<対応説明>

- ① 主に財産区議会と選挙業務に関連し総務法制係で担当している状況。ハ龍及び船越財産区の所有財産は山林だけであるが、自治体ごとに所管は異なる現状がある。山林の管理という面からは林政係との関わりは重要であるが、市の組織の見直しも含めて検討する必要があります。

企画財政課

◆契約管財係

【指摘事項】

1. 事務書類関係

- ① 備品台帳について、紙ファイルで管理されている課は多いが、今後どのようにしていくのか整理されたい
- ② 備品監査をおこなっているが、全庁的に台帳と物品との照合をおこなっておらず台帳の整理ができていない課が見受けられる。うきは市物品取扱規則の所管課であることから、点検の時期等を設けるなどして適正な管理に努められたい

<対応説明>

- ① 原則、共通様式フォルダ内にエクセルファイルを配置し、担当課がデータの更新を行いながら、印刷した紙の台帳にて管理するものですが、合併後の整理から20年が経過し、機構改革などによりエクセルファイルが細分化されたり、分類などが現状にそぐわなくなったりしていることから、取り扱いも含め見直しを検討します。
- ② 毎年度当初に開催する「財務事務説明会」において周知を図ります。

第1 財政援助団体等監査結果報告の概要

(1) 本監査結果に関する報告は、うきは市監査基準に準拠し行うものである。

(2) 監査の種類

財政援助団体等監査

(3) 監査の対象及び実施期日

対 象	実 施 期 日
田箆地区自治協議会	令和6年5月22日
小塩地区自治協議会	令和6年5月22日
吉井地区自治協議会	令和6年5月28日
うきは市商工会	令和6年11月27日
社会福祉協議会 うきは市社会福祉協議会	令和6年12月3日
公益社団法人 うきは市シルバー人材センター	令和7年1月28日
一般社団法人 うきは観光みらいづくり公社	令和7年1月28日
コナミスポーツ株式会社	令和7年2月6日

(4) 監査の着眼点

①財政援助団体

団体の補助金の目的に適合し、かつ申請書等の手続きや経理事務が適正に行われているかについて

②出資団体

団体の事業が出資目的に適合し、かつ会計経理・財産管理・資金の運用等が適切に行われているかについて

③公の施設の指定管理者

管理業務が設置目的に適合し、協定等に基づく義務の履行、指定管理料の経理等が適切に行われているかについて

(5) 監査の実施内容

所管部署及び財政援助団体等から提出された関係書類を照合検査するとともに、関係職員からの説明を受け実施した。

(6) 監査の実施場所

各団体の会議室等

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和5年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
田籠地区自治協議会	令和6年5月22日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、事務局員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の所管課 市民協働推進課

2. 財政援助の内容と金額（令和5年度決算額）

自治組織運営支援交付金	4,185,548円
自治組織運営支援交付金（区長業務料等）	311,500円
コミュニティセンター指定管理料	1,039,000円
合計	5,536,048円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿ったまちづくり活動等が行われ、会計事務は、概ね適正に処理されていた。指定管理についても管理協定に基づき管理運営がなされていた。

市の財政運営は厳しく、限られた中での交付金であるので、貴団体において適正かつ効率的な執行について努力されたい。

なお、改善を要する場合は、市所管課と協議して適正な事務処理に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和5年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
小塩地区自治協議会	令和6年5月22日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、事務局員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の所管課 市民協働推進課

2. 財政援助の内容と金額（令和5年度決算額）

自治組織運営支援交付金	4,619,148円
自治組織運営支援交付金（区長業務料等）	1,115,750円
コミュニティセンター指定管理料	1,045,000円
合計	6,779,898円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿ったまちづくり活動等が行われ、会計事務は、概ね適正に処理されていた。指定管理についても管理協定に基づき管理運営がなされていた。

市の財政運営は厳しく、限られた中での交付金であるので、貴団体において適正かつ効率的な執行について努力されたい。

なお、改善を要する場合は、市所管課と協議して適正な事務処理に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和5年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
吉井地区自治協議会	令和6年5月28日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、事務局員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の所管課 市民協働推進課

2. 財政援助の内容と金額（令和5年度決算額）

自治組織運営支援交付金	6,527,039円
自治組織運営支援交付金（区長業務料等）	5,875,250円
コミュニティセンター指定管理料	1,526,000円
合計	13,928,289円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿ったまちづくり活動等が行われ、会計事務は、概ね適正に処理されていた。指定管理についても管理協定に基づき管理運営がなされていた。

市の財政運営は厳しく、限られた中での交付金であるので、貴団体において適正かつ効率的な執行について努力されたい。

なお、改善を要する場合は、市所管課と協議して適正な事務処理に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和5年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
うきは市商工会	令和6年11月27日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 うきはブランド推進課

2. 財政援助等の内容と金額(令和5年度決算額)

商工会経営改善普及事務費補助金	18,040,000 円
商工振興委員設置費補助金	200,000 円
商工会青年部活動事業費補助金	1,000,000 円
商工会女性部活動事業費補助金	350,000 円
商工業経営力向上事業費補助金	3,850,000 円
商工会地域振興事業費	2,878,889 円
臨時経済対策商品券発行事業費補助金	20,964,032 円
合計	47,282,921 円

第5 監査の結果及び意見

市に提出された事業計画書等に沿って事業執行され、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して概ね適正に処理されている。

よさこい祭りは、地域振興事業費補助金を活用し実施されていたが、令和5年度で終了した。この補助金は令和6年度も交付されており、補助金を有効に活用され、地域振興の活性化を図っていただきたい。

プレミアム付商品券については、昨年同様に高齢者向けのサポート相談会を実施して、キャッシュレス商品券のみを販売された。国県が推進するデジタル化による地域経済の活性化に向け、デジタル化の推進に積極的に取り組まれるとともに、デジタルに不慣れな方への対策も実施していただきたい。

今後も商工会が持つ地域ネットワークを最大限に活かし、県連合会、市担当課、商工会及び会員がなお一層連携して、商工振興事業の発展に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和5年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会	令和6年12月3日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を含む財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課	福祉事務所
2. 財政援助等の内容と金額（令和5年度決算額）	
社会福祉協議会運営費補助金	45,000,000 円
ふれあいのまちづくり推進事業費補助金	4,500,000 円
移送サービス事業費補助金	352,000 円
うきは市総合福祉センター指定管理料	15,354,977 円
合計	65,206,977 円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿った事業の執行及び適正な施設の管理運営が行われ、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されている。

令和5年7月の豪雨災害では、災害ボランティアセンターを設置し、多くのボランティアを受け入れ、被災者支援等を行う等大きな役割を果たされたところである。

また長引く原油価格・物価高騰などの社会情勢の変化により市民ニーズが多様化しており、市社会福祉協議会の役割が一層重要となってきている。

市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、これまで培ってきた地域福祉活動のノウハウを生かし、市との連携を図りながら地域福祉の更なる充実に努めていただきたい。

財政援助団体監査報告書

第1 監査対象年度 令和5年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
公益社団法人うきは市シルバー人材センター	令和7年1月28日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 保健課

2. 財政援助等の内容と金額(令和5年度決算額)

うきは市シルバー人材センター運営費補助金 9,420,000 円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿った事業が実施され、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されている。

少子高齢化による労働力人口の減少で、高齢者が地域社会の担い手として期待されている。そのような中、市シルバー人材センターの役割として、働く意欲のある高齢者に就労の機会や社会参加活動を提供し、高齢者の生きがいの充実や地域社会の活性化を図る取り組みの更なる充実に努めていただきたい。

今後も新規会員の入会促進、技術習得のための講習会等による会員の資質向上や就業現場での安全管理の徹底を図り、多様な地域ニーズに対応できる事業展開を望むものである。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和5年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
一般社団法人うきは観光みらいづくり公社	令和7年1月28日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

- 1.財政援助等の所管課 うきはブランド推進課
- 2.財政援助等の内容と金額(令和5年度決算額)
うきは観光みらいづくり公社運営事業補助金 6,875,000円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿った事業の執行がなされ、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して概ね適正に処理されている。また規約や規程等についても適正に整備されており、収支決算書については備考欄に経費の内訳等の記載がされ、わかりやすい報告書となっている。

公社では、これまでも様々な観光事業への取り組みを積極的に行ってこられたが、観光満足度調査の分析結果を検証し、今後の施策に繋げていただきたい。

またインバウンド来訪者、特に韓国からの旅行者が増えている中、観光事業の一層の取り組みに努められたい。

今後も観光事業による地域活性化のために、うきは市の魅力発信、観光客誘致に期待するものである。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和5年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
コナミスポーツ株式会社	令和7年2月6日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理は、関係法令や協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 生涯学習課
2. 財政援助等の内容と金額（令和5年度決算額）
うきは市総合体育館指定管理料 49,290,000 円

第5 監査の結果及び意見

施設の指定管理の目的に沿った管理運営が行われ、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して概ね適正に処理されている。

また毎月の定例会において、市の担当者や保健課との連携も図られ、施設を利用している様々な取り組みがされている。

令和5年度の施設の年間利用者数は111,109人となり、前年度の利用者数より4,938人増えている。自主事業では大人、子ども向けの各種教室を開催し多くの人が利用されている。しかしながらコロナ禍前の状況には至っていないとのことであった。

令和6年度は、令和5年度から5年間の指定管理業務委託の2年目であるが、通算では13年目となる。今までの実績やノウハウを生かし、今後も施設の利用者人数目標を達成できるよう、安全管理に努められ地域住民の健康増進、スポーツ振興に努めていただきたい。